

令和元年度(第48回)採石業務管理者試験実施のお知らせ

令和元年度(第48回)採石業務管理者試験については、採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定により、次のとおり実施します。

項 目	内 容		
1 試験期日及び試験時間	令和元年(2019年)10月11日(金)午前10時から正午までの120分とする。		
2 試験地及び試験場所	(1) 試験地 札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、倶知安町、江差町及び浦河町 (2) 試験場所 受験票により受験者に通知します。		
3 試験科目	(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。) (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)		
4 受験願書の提出先	受験希望地に所在する(総合)振興局の産業振興部商工労働観光課に提出してください。		
5 受付期間及び受付時間	令和元年(2019年)8月21日(水)から9月11日(水)まで(日曜日、土曜日を除く。)の午前8時45分から午後5時30分までとする。 なお、郵送等の場合は、令和元年(2019年)9月11日(水)までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。		
6 提出書類	(1) 受験願書(採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)様式第9によること。) (2) 写真(手札形(縦5センチメートル、横4センチメートル)とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したものであること。)		
7 受験手数料	受験手数料(8,000円)は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれを貼り付けてください。		
8 各総合振興局等担当窓口	受験に関して不明な点があるときは、最寄りの各総合振興局等担当窓口にて照会してください。		
	総合振興局等名	担 当 課 係 名	電 話 番 号
	空知総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0126)20-0062
	石狩振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(011)204-5180
	後志総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0136)23-1364
		小樽商工労働事務所	(0134)22-5525
	胆振総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0143)24-9591
	日高振興局	産業振興部 商工労働観光課 商工労働係	(0146)22-9282
	渡島総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0138)47-9460
	檜山振興局	産業振興部 商工労働観光課 商工労働係	(0139)52-6641
	上川総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0166)46-5941
	留萌振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0164)42-8442
	宗谷総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0162)33-2926
	ホーツク総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0152)41-0637
	十勝総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0155)26-9045
	釧路総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0154)43-9183
	根室振興局	産業振興部 商工労働観光課 商工労働係	(0153)24-5619

●お問い合わせ先
北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ
TEL 011-231-4111 内線 26-181